

SYNTROLEUM CORP 【A4349】
(Syntroleum Corporation)
—和解金のお取扱いについて—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、SYNTROLEUM CORP にかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび和解金の分配が行われました。条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。
詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

SYNTROLEUM CORP 株主より、SYNTROLEUM CORP の元取締役、及び Renewable Energy Group, Inc.等に対し、以下の集団訴訟が米国オクラホマ州タルサ郡地区裁判所にて提起されました。

(1) 訴えの内容

2014 年 6 月 11 日時点で SYNTROLEUM CORP 株式を保有し、損失を被った投資家の損失の賠償を請求

(2) 訴えの理由

2014 年 6 月に実施された Renewable Energy Group, Inc. に対する SYNTROLEUM CORP の資産売却の際、SYNTROLEUM CORP の元取締役は、SYNTROLEUM CORP 株主に対する信任義務に反し、株主決議の前に当該売却契約に関する重要な情報開示をしなかった。このため、2014 年 6 月 11 日時点で同社株式を保有していたことで、株式交換の対象となり、損失を被った投資家の損失の賠償を求めて集団訴訟が提起された。

(3) 対象となる投資家

2014 年 6 月 11 日時点で同社株式を保有し、損失を被った投資家

2. 和解の内容

SYNTROLEUM CORP の元取締役、及び Renewable Energy Group, Inc.等が和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用、及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを上記第 1 項 (3) の対象となる投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 課税関係

- ・現地：本和解金の支払いに対し、配当所得として現地源泉税 10% (但し、W-9 徴収登録ありの場合は 0%、米国籍かつ W-9 徴収登録なしの場合は 28%、海外転出者の場合は 30%) が課せられます。
- ・国内：源泉徴収課税なし

4. 和解金のお取扱い

- ・弊社に分配された和解金は、上記第 2 項に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へお支払い致します。
(円転レート：2/7 の TTM-0.5 円 111.25 円/米ドル)
- ・お客様口座への入金日は 2017 年 2 月 10 日となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社